

「まさか事故なんて起こらないだろう」「自分は大丈夫」

起きてからでは遅い、 柔道事故。

近年、柔道事故の重度障害に対する損害賠償額(判決例)は高額になっています。

指導者の方は、柔道指導中に事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償額が極めて高額になることがあります。指導者の方はそのときに備えて補償を準備しておく必要があります。

1 柔道事件事案

事故発生状況	発生日	対象	被害状況	賠償金額
夏合宿での屋外練習中	平成6年8月	高2(男)	熱中症(死亡)	2751万円 福島地裁判決(平成9年1月)
柔道教室における練習中	平成20年5月	小6(男) 無段	急性硬膜下血腫 (後遺障害)	2億8000万円 東京高裁和解(平成23年9月)
県大会の試合前の練習中	平成20年5月	高1(男) 無段	急性硬膜下血腫 (後遺障害)	1億8700万円 東京高裁判決(平成25年7月)

2 制度内容

制度改定があります。詳細は、全柔連HP(<http://judo-member.jp/>)よりパンフレットをご確認ください。



保険	年間保険料★	支払限度額 (身体障害)	免責金額
各指導者任意加入 (保険料:自己負担)	3,900円	1億円	500万円 ① 全員加入制度あるいは ③ 警察官及び公立中学・ 高校教員制度により補償
	5,000円	2億円	
	6,000円	3億円	

★中途加入の場合の保険料は年間保険料と同額です。

保険期間 平成29年4月1日午後4時～平成30年4月1日午後4時まで1年間

加入申込期間 4月1日補償開始 平成29年3月10日(金)～平成29年3月20日(祝)まで [指導者登録完了後からご加入が可能です]

5月1日補償開始 平成29年3月21日(火)～平成29年4月20日(木)まで

※以降のお申込は、毎月20日申込締切の中途加入にて受け付けております。

お問い合わせ先 全日本柔道連盟 倫理推進室 03-3818-4199

※加入手続きは、上記のチーム責任者ページか個人ページにて行います。(今年度より個人ページからの申込が可能になりました)

※本保険は自動継続ではございません。昨年ご加入した方も再度お手続きが必要です。

平成29年度版

全柔連公認指導者賠償責任保険制度

[施設所有(管理)者賠償責任保険]

公認指導者の皆さまが他人から法律上の損害賠償請求を受け、治療費・慰謝料等多額の出費を負担せざるを得なくなった場合の迅速な救済・補償を目的とした制度です。

教える側も教えられる側も
安心できる環境づくりのために制度へのご加入をご検討ください。

